

デリバティブの祝日取引制度導入に伴う業務規程等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	5
3. J－N E T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	6
4. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	7

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(用語の意義)	(用語の意義)
<p>第4条 この規程において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 取引日とは、次のa及びbに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。</p> <p>a 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引 一日(休業日(第19条第1項に規定する休業日及び同条第2項に規定する臨時休業日をいう。第19条第1項を除き以下同じ。)を除く。以下同じ。)の午後3時25分から、その翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。第18条第1項及び第26条第3項を除き、以下同じ。)の午後3時15分までをいう。</p> <p>b～c (略)</p> <p>(12)～(14) (略)</p>	<p>第4条 この規程において使用する用語の意義については、次の各号に定めるところによるほか、各条項中に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 取引日とは、次のa及びbに掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該a及びbに定めるところによる。</p> <p>a 国債証券先物取引及び国債証券先物オプション取引 一日(休業日(第19条第3項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。)を除く。以下同じ。)の午後3時25分から、その翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。第18条第2号及び第26条第3項を除き、以下同じ。)の午後3時15分までをいう。</p> <p>b～c (略)</p> <p>(12)～(14) (略)</p>
(権利行使価格及びその数)	(権利行使価格及びその数)
<p>第11条 (略)</p> <p>2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる限月取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通常限月取引 オプション対象証券1株(オプション対象証券が優先出資証券、投資信託受益証券又は投資証券の場合にあっては1口。次号、次条、第13条及び第26条第9項第3号において同じ。)につき、指定市場(オプション対象証券上場取引所が開設する取引所金融商品市場のうちオプション対象証券の売買高等を基準として本所が指定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)におけるオプション対象証券の値段に基づき、次のaからpに定める刻みの幅で設定する当該刻みの幅の整数倍の価格とし、当該限月取引の取引開始日に本所が定めるところにより5種類設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。</p>	<p>第11条 (略)</p> <p>2 前項に規定する権利行使価格は、次の各号に掲げる限月取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 通常限月取引 オプション対象証券1株(オプション対象証券が優先出資証券、投資信託受益証券又は投資証券の場合にあっては1口。次号、次条、第13条及び第26条第8項第3号において同じ。)につき、指定市場(オプション対象証券上場取引所が開設する取引所金融商品市場のうちオプション対象証券の売買高等を基準として本所が指定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)におけるオプション対象証券の値段に基づき、次のaからpに定める刻みの幅で設定する当該刻みの幅の整数倍の価格とし、当該限月取引の取引開始日に本所が定めるところにより5種類設定する。ただし、本所が必要と認める場合には、設定する権利行使価格及びその数を変更することができる。</p>

a～p (略)
(2) (略)
3 (略)

(立会の区分及び取引時間等)
第18条 (略)
2 (略)
3 祝日取引 (第19条第3項第2号に規定する祝日取引をいう。) を行う場合における当該立会の区分及び各立会の取引時間は、前2項の規定を準用する。

(休業日)

第19条 本所は、次の各号に掲げる日を休業日とする。

(1)～(5) (略)
(6) 1月1日
(7) 1月2日
(8) 1月3日
(9) (略)

2 (略)

3 休業日においては、立会（J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「J-NET市場特例」という。）第2条第1号に規定するJ-NET取引を含む。以下この条において同じ。）を行わない。ただし、次の各号に定める時間においては、この限りでない。

(1) 立会終了時が休業日に属する場合の当該休業日における前条第1項第1号c、同項第2号b及び第2号の2bに定める取引時間（J-NET市場特例第4条第1項に規定するJ-NET取引の取引時間を含む。次号において同じ。）

(2) 立会を行う日として、第1項各号（第1号、第5号及び第6号を除く。）に掲げる日のうち、株式会社日本取引所グループ及びその子会社（本所を含む。）におけるシステム稼働等のために本所が必要と判断する日並びにリスク管理の観点から本所が取引を行わないことが適当と判断する日を除外して、本所が定める日（以下「祝日取引実施日」とい

a～p (略)
(2) (略)
3 (略)

(立会の区分及び取引時間等)
第18条 (略)
2 (略)
(新設)

(休業日)

第19条 本所は、次の各号に掲げる日を休業日とする。

(1)～(5) (略)
(6) 年始3日間
(新設)
(新設)
(7) (略)

2 (略)

3 休業日（第1項に規定する休業日をいい、前項に規定する臨時休業日を含む。以下同じ。）においては、立会（J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「J-NET市場特例」という。）第2条第1号に規定するJ-NET取引（以下「J-NET取引」という。）を含む。）を行わない。ただし、一の取引日の立会終了時が休業日に属する場合の前条第1項第1号c、同項第2号b及び第2号の2bに定める取引時間（J-NET市場特例第4条第1項第1号に規定するJ-NET取引の取引時間を含む。）については、この限りでない。

(新設)

(新設)

う。) に行う各立会 (以下「祝日取引」
といふ。) の取引時間

4 本所は、祝日取引を行う場合において
は、次の各号に掲げる事項を当該各号に定
めるときまでに取引参加者に通知する。た
だし、本所が必要と認める場合はこの限り
ではない。

(1) 祝日取引実施日の予定

祝日取引実施日の属する年の前年の2
月の末日

(2) 1月から6月までにおける祝日取
引実施日

祝日取引実施日の属する年の前年の6
月の末日

(3) 7月から12月までにおける祝日
取引実施日

祝日取引実施日の属する年の前年の1
2月の末日

5 祝日取引の対象となる市場デリバティブ
取引は、次の各号に定める種類の取引とす
る。

(1) 指数先物取引

(2) 商品先物取引

(3) 指数オプション取引

(4) 商品先物オプション取引

6 前項の規定にかかわらず、取引管理上の
理由その他やむを得ない理由により、本所
が祝日取引を行うことが適当ないと認め
た指数又は物品等を対象とする市場デリバ
ティブ取引は、本所が別に定めるところに
より祝日取引の対象から除外することができ
る。

(呼値)

第26条 (略)

2~4 (略)

5 祝日取引を行う場合における呼値を行
うことができる時間は、前2項の規定を準用
する。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

(取引の一時中断)

第33条 本所は、レギュラー・セッション
における先物取引 (国債証券先物取引のう

(新設)

(新設)

(新設)

(呼値)

第26条 (略)

2~4 (略)

(新設)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

(取引の一時中断)

第33条 本所は、レギュラー・セッション
における先物取引 (国債証券先物取引のう

ち現金決済先物取引、指数先物取引のうち M i n i 取引、台湾加権指数を対象とする指数先物取引及び商品先物取引のうち現金決済先物取引を除く。) の中心限月取引 (対象銘柄 (取引対象とする国債証券の標準物又は現物先物取引の標準品をいう。以下同じ。) 又は取引対象指数が当該中心限月取引と同一の先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。以下同じ。)において、売呼値又は買呼値が次の各号に定める値段で行われた場合その他本所が必要と認める場合、その直後の本所がその都度定める時から本所が適当と認める時間を経過するまでの間、対象銘柄又は取引対象指数が当該中心限月取引と同一の先物取引について一時中断を行う。ただし、本所が定める場合その他取引の状況等を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないと本所が認める場合には、取引の一時中断を行わない。

(1) 売呼値にあっては、第 26 条第1項の規定により定める値幅の限度 (以下「呼値の制限値幅」という。) の下限の値段 (次項の規定により呼値の制限値幅を拡大した場合における拡大後の下限の値段を含む。)

(2) (略)

2～7 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和4年9月21日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年9月21日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。
- 3 この改正規定の施行に関し必要な事項については、本所が別に定めるところによる。

ち現金決済先物取引、指数先物取引のうち M i n i 取引、台湾加権指数を対象とする指数先物取引及び商品先物取引のうち現金決済先物取引を除く。) の中心限月取引 (対象銘柄 (取引対象とする国債証券の標準物又は現物先物取引の標準品をいう。以下同じ。) 又は取引対象指数が当該中心限月取引と同一の先物取引の限月取引のうち流動性が最も集中しているものとして本所が指定する限月取引をいう。以下同じ。)において、売呼値又は買呼値が次の各号に定める値段で行われた場合その他本所が必要と認める場合、その直後の本所がその都度定める時から本所が適当と認める時間を経過するまでの間、対象銘柄又は取引対象指数が当該中心限月取引と同一の先物取引について一時中断を行う。ただし、本所が定める場合その他取引の状況等を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないと本所が認める場合には、取引の一時中断を行わない。

(1) 売呼値にあっては、第 26 条第1項の規定により定める値幅の限度 (以下「呼値の制限値幅」という。) の下限の値段 (次項の規定により呼値の制限値幅を拡大した場合における拡大後の下限の値段を含む。)

(2) (略)

2～7 (略)

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(届出事項)</p> <p>第15条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>祝日取引実施日（業務規程第19条第3項第2号に規定する祝日取引実施日をいう。）における取引の開始</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和4年9月21日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年9月21日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p> <p>3 この改正規定の施行に関し必要な事項については、本所が別に定めるところによる。</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第15条 取引参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(新設)</p>

J－N E T 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(J－N E T 取引の取引時間) 第4条 (略) 2 (略) <u>3 祝日取引 (業務規程第19条第3項第2号に規定する祝日取引をいう。) を行う場合におけるJ－N E T 取引の取引時間は、前2項の規定を準用する。</u>	(J－N E T 取引の取引時間) 第4条 (略) 2 (略) (新設)
付 則	
1 この改正規定は、令和4年9月21日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年9月21日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。	

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(祝日取引実施日)</p> <p><u>第11条の2 規程第19条第3項第2号の規定に基づき本所が定める祝日取引実施日は別表1の3のとおりとする。</u></p> <p>(呼値の条件)</p> <p>第15条 規程第26条第7項に規定する本所が定める有効期間条件又は執行数量条件は、次の各号に定める条件とし、取引参加者は、呼値を行おうとするときは、当該各号に定める条件のいずれかを付して行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定期間条件</p> <p>本所が別に定める期間の範囲内で取引参加者が指定した期間が満了する日（休業日に当たる場合 <u>（祝日取引（規程第19条第3項第2号に規定する祝日取引をいう。以下同じ。）を行う場合を除く。）</u> は、順次繰り上げる。）の午後立会又は日中立会終了時まで有効とする条件とする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(呼値の制限値幅)</p> <p>第16条 規程第26条第11項本文に規定する本所が定める値幅の限度（以下「呼値の制限値幅」という。）は、呼値の制限値幅の基準値段（以下この条において「基準値段」という。）から制限値幅を減じて得た値段を下限とし、基準値段に制限値幅を加えて得た値段を上限とする。この場合において、基準値段に制限値幅を減じて得た数値について、当該値段における呼値の単位に満たない端数があるときは、これを切り上げ、基準値段に制限値幅を加えて得た数値について、当該値段における呼値の単位に満たない端数があるときは、これを切り下げるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(呼値に関する事項)</p> <p>第17条 規程第26条第13項の規定により、市場デリバティブ取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(呼値の条件)</p> <p>第15条 規程第26条第6項に規定する本所が定める有効期間条件又は執行数量条件は、次の各号に定める条件とし、取引参加者は、呼値を行おうとするときは、当該各号に定める条件のいずれかを付して行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定期間条件</p> <p>本所が別に定める期間の範囲内で取引参加者が指定した期間が満了する日（休業日に当たる場合は、順次繰り上げる。）の午後立会又は日中立会終了時まで有効とする条件とする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(呼値の制限値幅)</p> <p>第16条 規程第26条第10項本文に規定する本所が定める値幅の限度（以下「呼値の制限値幅」という。）は、呼値の制限値幅の基準値段（以下この条において「基準値段」という。）から制限値幅を減じて得た値段を下限とし、基準値段に制限値幅を加えて得た値段を上限とする。この場合において、基準値段に制限値幅を減じて得た数値について、当該値段における呼値の単位に満たない端数があるときは、これを切り上げ、基準値段に制限値幅を加えて得た数値について、当該値段における呼値の単位に満たない端数があるときは、これを切り下げるものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(呼値に関する事項)</p> <p>第18条 規程第26条第12項の規定により、市場デリバティブ取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p>

(1) 呼値の効力

呼値の効力は、第15条の規定に定めるところによる。ただし、次のa又はbに該当する場合の呼値(aに該当する場合は第15条第1項第2号に規定する条件が付された呼値に限る。)の効力は、本所がこれを失わせることができる。

a 祝日取引を行うとき。

b 規程第32条各号の規定により取引の停止が行われたとき。

(2)～(6) (略)

2 (略)

(マーケットメイカー制度)

第18条 本所は、規程第26条第13項の規定により、本所の市場における市場デリバティブ取引の円滑な成立及び流動性の向上を目的として、市場デリバティブ取引に係るマーケットメイカー制度を設ける。

2～6 (略)

(取引の一時中断)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 規程第33条第6項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

(1)～(4) (略)

(5) 指数オプション取引

基準値段に、規程第26条第9項第5号に定める呼値の単位を値段に応じて順に10回加えて得られた数値を上限とし、基準値段から、同号に定める呼値の単位を値段に応じて順に10回減じて得られた数値を下限とする。

(5)の2 (略)

5 (略)

6 規程第33条第6項に規定する本所が適当と認める時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める時間とする。

(1) 国債証券先物取引、指数先物取引、商品先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び商品先物オプション取引

(1) 呼値の効力

呼値の効力は、第15条の規定に定めるところによる。ただし、規程第32条各号の規定により取引の停止が行われた場合の呼値の効力は、本所がこれを失わせることができる。

(新設)

(新設)

(2)～(6) (略)

2 (略)

(マーケットメイカー制度)

第18条 本所は、規程第26条第12項の規定により、本所の市場における市場デリバティブ取引の円滑な成立及び流動性の向上を目的として、市場デリバティブ取引に係るマーケットメイカー制度を設ける。

2～6 (略)

(取引の一時中断)

第20条 (略)

2・3 (略)

4 規程第33条第6項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める値幅とする。

(1)～(4) (略)

(5) 指数オプション取引

基準値段に、規程第26条第8項第5号に定める呼値の単位を値段に応じて順に10回加えて得られた数値を上限とし、基準値段から、同号に定める呼値の単位を値段に応じて順に10回減じて得られた数値を下限とする。

(5)の2 (略)

5 (略)

6 規程第33条第6項に規定する本所が適当と認める時間は、次の各号に掲げる市場デリバティブ取引の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、取引状況等を勘案して本所が必要と認める場合には、本所がその都度定める時間とする。

(1) 国債証券先物取引、指数先物取引、商品先物取引、有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び商品先物オプション取引

30秒とする。

30秒とする。ただし、祝日取引においては60秒とする。

(2) 指数オプション取引

15秒とする。ただし、祝日取引においては30秒とする。

付 則

- 1 この改正規定は、令和4年9月21日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和4年9月21日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。
- 3 この改正規定の施行に関し必要な事項については、本所が別に定めるところによる。

(別表1の3)

祝日取引実施日

立会を行う日として、規程第19条第1項各号（第1号、第5号及び第6号を除く。）に掲げる日のうち、株式会社日本取引所グループ及びその子会社（本所を含む。）におけるシステム稼働等のために本所が必要と判断する日並びにリスク管理の観点から本所が取引を行わないことが適当と判断する日を除外して、本所が定める日は、次のとおりとする。

(2) 指数オプション取引

15秒とする。

(新設)

日付	区分
2022年	9月23日 祝日取引実施日
	10月10日 祝日取引実施日
	11月3日 祝日取引実施日
	11月23日 祝日取引実施日
	12月31日 (除外)